

○学校法人金沢工業大学情報公開規程

平成 23 年 4 月 1 日制定

改正 平成 23 年 12 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校法人金沢工業大学（以下「本法人」という。）が、学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすために、本法人が保有する情報の公開について必要な事項を定める。

(公開する情報の範囲及びその方法)

第 2 条 本法人は、次の情報について広く社会に公開するものとする。

- (1) 法人の基本情報
 - ア 建学の精神及び理念
 - イ 組織倫理及び行動規範
 - ウ 法人の沿革及び組織構成
- (2) 法人の経営及び財政に関する情報
 - ア 事業の概要
 - a 事業計画の概要
 - b 事業報告書
 - イ 財務諸表
 - a 貸借対照表
 - b 収支計算書
 - c 財産目録の概要
 - エ 監査の状況
 - a 監事の監査報告書
 - b 公認会計士又は監査法人による監査報告書
- (3) 本法人が設置する学校の教育研究に関する情報
 - ア 教育研究の構成・目的・取組み
 - a 建学綱領及び教育目標
 - b 学部、研究科、学科等の構成
 - c 学部、研究科、学科等の人材養成の目的及び教育目標
 - d 学部、研究科、学科等で修得する知識・能力
 - e 研究所の構成、概要及び研究目的
 - f 学則
 - イ 学事運営組織
 - a 学事運営組織の構成及び機能
 - b 教育・学習支援組織の構成及び機能

- ウ 教職員状況
 - a 教員組織の構成及び学位取得の状況
 - b 教員の経歴及び研究業績
 - c 職員組織の構成
- エ 志願者・在学者・卒業者の状況
 - a 学部、研究科、学科等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
 - b 学部、研究科、学科等の志願者及び入学者状況
 - c 学部、研究科、学科等の在学者状況
 - d 表彰制度の概要及び状況
 - e 奨学制度の概要及び状況
 - f 卒業者の進路状況
- オ 教育課程
 - a 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - b 教育課程の特色
 - c 優れた教育プログラムの選定状況
 - d 授業科目及びシラバス
 - e 成績評価の方法
 - f 年間授業計画（学年暦）
 - g 授業アンケート結果
 - f 他大学等との連携及び単位互換の状況
- カ 学修成果の評価及び卒業又は修了の認定
 - a 学修成果の評価方法
 - b 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - c 卒業、修了及び進級の認定要件
 - d 学位の種類、分野及び学位に付記する専攻分野の名称
- キ 研究成果
 - a 研究資金の導入状況
 - b 学術論文等の件数及び特許出願件数
 - c 研究支援組織の構成及び概要
 - d 研究者の行動規範及び研究倫理に関する規則等
 - e 発明、知的所有権に関する規則等
- ク 教育研究環境
 - a 校地、校舎等の施設の概要
 - b 厚生補導施設の概要
- ケ 学校納入金
 - a 入学金、授業料その他の学校が徴収する費用

- コ 学生生活支援制度
 - a 教育、研究及び学内業務の補助員の斡旋制度の概要及び状況
 - b 寮・下宿の斡旋制度の概要
- サ 学生の課外活動及び課外学習
 - a 学生団体の概要及び活動状況
 - b 課外学習プログラムの概要
 - c 学生プロジェクトの概要
- (4) 自己点検・評価に関する情報
 - ア 自己点検・評価報告書
- (5) 第三者評価に関する情報
 - ア 文部科学大臣認証評価機関による評価
 - イ 日本技術者教育認定機構による評価
 - ウ その他の機関による評価
- (6) その他の情報
 - ア 法令により公表しなければならない情報
 - イ 前各号に定める情報のほか、積極的な情報公開が必要と認められる情報
- 2 前項に定める情報の公開は、刊行物の掲載又はインターネットの利用その他広く社会に周知することができる方法によって行うものとする。

(閲覧)

- 第3条** 本法人の利害関係人は、私立学校法第47条第2項及び学校法人金沢工業大学寄附行為第38条第2項又は租税特別措置法施行令第26条の28の2第2号ロの規定に基づき、本法人の事務所に備えた書類を閲覧することができる。
- 2 前項の書類の閲覧について必要な事項は、学校法人金沢工業大学書類閲覧規程に定めるところによる。

(非公開情報)

- 第4条** 本法人は、次の各号に掲げる情報については公開しない。
- (1) 法令等の規定により公にすることができない情報
 - (2) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 本法人の役員及び教職員の職務の遂行に係る情報のうち、当該役員及び教職員の氏名、職名及び職務の内容であって当該個人の権利利益を侵害するおそれのないもの。

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

イ 法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他公にしないことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

(4) 本法人の事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、情報の公開について必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年12月20日から改正施行する。